

## 第28回通常総代会における質問に対する回答について

今期の総代会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決に全面的にご協力頂く形での変則的な開催方法となりました。

以下に、事前質問事項として寄せられた内容について回答をまとめましたので、ご報告させていただきます。

### 1. 坂上地区 男性 64才

萩生共選所の予冷库が昨年9月頃から故障中である。

坂上地区の農家としては品質低下とそれにより失った市場の信頼を回復するのは並大抵の努力では済まされないと心配するところ。

もうすぐ始まる夏野菜の出荷に対する農協の対応をお聞きしたい。

昨年9月下旬より不具合があることは認識し早急にメーカーと修理することで相談致しましたが、建設から35年経過している施設であるため交換部品もなく新規建設にて検討を行いました。メーカーからの見積りは約一千万かかり、近年の地区予冷品出荷量が年々減少傾向にあるため再投資は厳しいと農産部内部で確認致しました。

今後の対応として、消費者に鮮度の高い地域農産物を届け他産地と差別化を図るために現在、東部営農経済センターに真空予冷库を近年中に取得できるよう計画していることから、今年度の予冷品野菜(インゲン・ミョウガ)の対応について、ミョウガは原則予冷を行うことから東部営農経済センターの冷蔵庫で一泊予冷を行います。

そのために、配送前日の午後迄に坂上地区指定の出荷場への出荷をお願いし JA が東部営農経済センターの冷蔵庫へ転送致します。(約3~8パレット) また、協力頂ける生産者には直接東部営農経済センターへの持込をお願い致します。

インゲンは予冷の有無により品質の大きな差は見られず、さらに露などで濡れることによる品質低下(サビ等)が発生するので非予冷の対応を検討したいと考えます。

JA が生産者に不利益を与えることの無いよう再度、農産部で検討し生産者への説明および通知を行いますのでご理解頂けますようお願い致します。

### 2. 坂上地区 男性 60才

議案書58頁に特別議決として以下の3つの取組が記載されているが、具体的な取組内容の記載がないので残念。

- 農業経営基盤の維持・強化に向けた取組み
- 県産農畜産物の消費拡大に向けた取組み
- JA 経営基盤強化に向けた取組みの実践

#### 1. 農業経営基盤の維持・強化に向けた取組みについて

第七次中期計画の中でも、あがつま農業の維持強化が主題になっています。

農産では具体的な作物名、三年後の数値目標を掲げ、達成する手法について取り組んでいます。技術革新

分野では産地パワーアップ事業など積極的に取り入れ、経営基盤強化を図っています。また、畜産では生産者の規模拡大や経営刷新に向けたクラスター事業の申請事務を担い事業達成を目指しています。信用部門では安定的な資金供給を計るため保証料の減免や行政と連携した利子補給制度の活用を含め農家の負担を軽減する方作を行っています。農産畜産の指導部門では経営の安定化を図るため収入保険や安定基金斡旋などを行っています。具体的な詳細については第七次中期計画進捗情報をご覧くださいと思います。これは行政が主に取り組んでいますが坂上上野原地区大規模再編事業、高山村中山原地区の圃場再編事業また中之条町成田、美野原地区の圃場整備計画など農協が出来る範疇を担っています。

## 2. 県産農畜産物の消費拡大に向けた取組みについて

吾妻産農産物の消費拡大キャンペーンの取組みは農産で高原野菜だけでなく吾妻産全種類の野菜を主に首都圏で令和元年では5回行いました。また、コンニャク、花卉でも部会を中心に販促活動を行っています。畜産では飲用牛乳のナショナルブランド(協同乳業の農協牛乳)差別商品の共同開発、榛名酪連の地域名冠製品の開発(生協ブランドー群馬牛乳、北軽井沢牛乳、ヨーグルト)など機会を捉えて定例や不定例の販促活動を行っています。養豚では地域ブランド上州麦豚の中で吾妻麦豚を主に契約値決め取引を行い有利に販売しています。特に吾妻麦豚は地元よりも首都圏で引き合いが強くファンが多いのも最近の傾向です。加工部ではマスコミからの取材対応を通じた販促、また取引先とのコラボ(共同開催)による消費拡大運動を行っています

## 3. JA 経営基盤強化に向けた取組みの実践

地域の農業基盤を支えるためにも、盤石で継続可能な組合経営体制の構築が必要不可欠です。従前の信用、共済に頼った総合農協運営スキームは、残念ながらほぼ破綻しています。真剣に農業に取り組む主業農家、吾妻の地で家族をはぐくみ先祖伝来の田畑を次世代に繋ぐ努力をする地域の人々、彼らの生活を守る為に不可欠な購買販売事業を継続させなければなりません。そのためにも本来の農協運動の精神である平等、公平に起因する受益応分負担の考え方をもう一度取り戻し必要な施設、体制をみんなの力で維持する基盤、方策を作る必要があります。むろん農協内で出来る経費の見直しや陳腐化した事業洗い出し改廃など組合員の皆様と深い協議を重ねて参りたいと思います。中山間地域に今問われている社会、経済のダウンサイジング(規模適正化縮小)をにらみながら、創出される空間や農地、山林の余裕、ある意味では豊かさを生かした地域創生を試みる時が来ています。農協も是非、組合員と共に、その主体になりたいものです。

## 3. 坂上地区 男性 65才

議案書5頁 「(5)対処すべき重要な課題」の

○より地域に密着した総合事業を展開することにより「地域の活性化」へのさらなる貢献をいたします。

議案書41頁 令和2年度事業計画設定の件「1. 重点取組事項」の

○「組合員・地域住民のくらしを守る地域の活性化」・・・実現を目標として第7次中期経営計画を策定

○担い手・人口減少等、地域の状況を踏まえ・・・計画的な支店・ATM・事業所の再編など、事業体制のスリム化にも取り組む

議案書58頁 特別議決の

○将来に亘り農業経営が継続できるよう・・・農業経営基盤の維持・強化に向けて取り組む

以上の記述を合わせて考えると農業組織の今後の方向性として、遊休農地活用・若者等を組織化することで、新しい農協の今後の道筋があると思われる。是非今後検討し、早急に国の食糧問題も含め方向性を示し進めてもらいたい。

JAは一般企業と異なり、地域に根ざした組織でその構成員(組合員)の資格にも制限があり、組合員さんとともに、その地域に限定されたなかで事業活動をおこなう協同組合であります。

そのような観点からJAあがつまでは、「全ては組合員のために」をビジョンに掲げ第7次の中期計画を策定しております。

具体的な施策等の説明は(昨年総代会で決議頂いた第7次中期経営計画に示してあるため)省略させていただきますが、組合員の皆さまへ貢献していくことがそのままこの地域の活性化につながるものと考え、役職員一同頑張っております。

遊休農地の活用については、JAとして農作業受託組織の運営と機械導入事業の手伝いや、行政が中心となって動いている大型の圃場整備事業等に可能な範囲で協力をおこなっておりますし、次世代・新規就農対策として新規栽培講習会の開催や施設や設備導入の支援もおこなうなかで、中之条町農業担い手受入協議会の構成員として六合地区の花卉販売農家の新規就農の支援や長野原町で受け入れた地域起こし協力隊による酪農ヘルパー事業にも取り組んでいます。JA単独で出来ることは限られていますので今後も地域の皆さまや行政、そして関係機関と協力体制を組みながら取り組んでまいりたいと考えています。

国の食料問題については、令和2年3月31日に閣議決定された今後10年間の農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」に対して、昨年11月にJAグループとして食料安全保障に資する観点から「生産面」と「消費面」を重視し、1. 食料安全保障を確立するための将来像の具体化、2. 消費者の信頼・理解拡大に向けた政策の強化、3. 国産安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化、4. 次期基本計画の実践に向けた政策推進等の4本を柱に提案をおこなっております。

ただ、議案書5頁(5)対処すべき重要な課題の③にあるよう、それを実施、継続していく前提として、JA本体の経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。永らく営農経済事業部門の赤字を金融部門(信用と共済)の事業収益で補填する構造が続いていましたが、昨今の金利情勢と管内の少子高齢化の状況から信用部門の収益低下が続き、いよいよ今期、信用部門の部門別利益が赤字(59頁の「部門別損益計算書」をご確認下さい。)となってしまいました。今後も更に信用事業の収益悪化は避けられず、JAが現状のままの事業形態を続けていった場合、今までのように人件費等の事業管理費の削減・圧縮で収益を確保していくことは既に限界に近づいており、このままではJA本体の経営に支障をきたすこととなります。

41頁の第2号議案「令和2年度事業計画設定の件」の1. 重点取組事項の最後の段落に記載させていただきましたが、この取組は組合員各位のご理解とご協力がなければ実施できませんので宜しくお願い申し上げます。

#### 4. 中之条地区 男性 73才

当吾妻地区は小規模農家が多く、さらに農業従事者の高齢化も進み、農業機械の負担が重くのしかかっている。そのような状況の中、

- ①農家の負担軽減を図るため、農機センター等で、田植機や稲刈り機など農業機械のレンタル方式の導入を要望したい。
- ②県内の他地区で導入している、モミの乾燥・モミ摺り施設の設置についても理事会等の議題に上げてもらえれば幸い。

ご指摘のとおり昨今の農業従事者は高齢化が進み耕作放棄地等が各地域で見られ、地域の景観にも影響していることは認識しています。当組合でも以前は地域の建設業者と地域農家で組織された「あがつま農作業受託組合」と協力し耕作放棄地を減少させるため、耕作できない高齢者のサポートを致しましたが、依頼時期が重なることや作業機の修理費等が莫大であったために一部組合を除き継続できなかった経過もあります。解散後も理事会等で再度要望があり検討も致しましたが、作業を請け負う人が見つからず作業を受けられない

地域もあり現状の受託組合での拡大は厳しい状況です。現在一部受託組合(中之条地区)が請け負っているのが実情であります。

ご質問の①農業機械のレンタル方式の件であります、利用者は使用する時期が皆同じで短期間に集中するため同じ作業目的の機械を複数台確保しなければならず、使用時期も集中するため利用者個々の期待に応えるのは厳しいと考えます。また、需要のある期間も短期間であるため取得費用・管理費用を考慮すると実情にあわないレンタル料になると考えます。以上のことから県下に於いても実施している組合もなく単協独自で事業を行うことも厳しいと考えますのでご理解頂けますようお願い致します。

なお、JAグループ全農全国本部では別添資料の内容にて取り組んでいますので、農産部・農機センターへご相談頂ければ詳細説明にお伺い致します。

## ② モミの乾燥機 モミ摺り施設の設置について

モミの乾燥 モミ摺りは個体毎に乾燥時間等の微調整が必要であり個人が収穫した米を持込、コインを入れて乾燥・モミ摺りができる簡単な作業ではないと理解しています。県下導入しているJAについては、東部地域の米専業生産者が多数いる地区であり個別作業でなく一括混合作業形態のため導入効果は見込めると思われますが、山間部で作付面積も少なく食味改良の積極的な当地区で導入した場合、個々の依頼ごとに区別して作業するには少量であり他の生産者と混合での乾燥 モミ摺りには利用者が少数と思われ単協での導入効果は見込めないと考えます。

以上のことから現在当地区では、導入計画はありませんが理事会等で意見がありましたら慎重審議対応致しますので、ご理解頂けますようお願い致します。

なお、中之条町では認定農業者が直接作業を受け、植え付けから刈り取り・籾すりまでの作業を請け負った方に対し補助をしていますので、役場・農産部へご相談頂きますようお願い致します。

## 5. 高山地区 男性 63才

議案書42頁 (1)指導事業のア. 事業方針について

収支が△マイナスはやむを得ないとしても方針はそれを提案する理由(内容)となっていない。

言葉足らずの説明で申し訳ありません。

部門別の事業計画のうち、指導事業部門は収益を上げ利益を求める部門ではありません。

毎年総代会で決議された方法で正組合員の皆様から徴収させていただく「賦課金」と、国や地方公共団体等から受け入れる指導事業に係る「補助金」そして指導事業に係る経費の一部を受益者負担とした場合に受け入る「実費収入」のみを収益科目として計上し、JAとして管内の農業振興と地域の活性化を図るために、支出科目にあるように広く営農に関する指導費用、女性部等の活動に関する助成、青年部や各種生産部会の活動への助成、地域の営農情報やJAの事業活動や協同組合活動を広く広報するための費用を指導支出としています。

賦課金の徴収根拠が定款に定めのある事業に必要な経費に充てるためとあることから、これらの収益・費用科目を合わせて「指導事業」部門として事業実施計画と収支計画を作成し組合員の皆様に開示しているものであります。

事業方針は、これらの費用支出について、どの様な考えで取り組むのか表明させていただいているものではありますが、JAあがつまの現在の厳しい経営状況では、ただ漫然と費用(支出)を増加させ赤字幅を拡大させるわけにはいかないことから、事業方針に記載したように効率的に取り組む必要があると認識しています。

## 農業協同組合法

第十七条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

あがつま農業協同組合 定款（一部抜粋）

（経費の賦課）

第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第15号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつてこの組合に対抗することができない。

③ 第1項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

（事業）

第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、~~農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理~~

15 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）

### 議案書46頁（4）購買事業のア. 事業方針について

1行目の「近年の異常気象に伴う農作物の栽培環境の不安定化に対し、必要な資材を提案するために…」の記述は、そのまま解釈すると「栽培環境が安定化するなら資材を提案しない」とも読み解ける。

こども、文章力の無さ（説明不足）があるようで、失礼いたしました。

異常気象が発生せず、この地域における平年通りの気象状況で1年が経過した場合でも、農畜産物の生産から出荷にかかる営農活動においては、肥料や農薬、保温資材や包装資材、飼料や畜産資材等が当然必要になることは、ご承知のことと思います。

JAとしては資材等の購買事業においては、少しでも品質の良いものを可能な限り適正な価格で提供する努力を続けていくのは当然のこととして、近年頻発する異常な高温や多雨（台風による豪雨や暴風）等に適時対応し、被害等を受けた圃場等の確認から、そこに必要となる適切な資材の情報提供に今後も注力していきたい旨を限られた誌面に記載させていただいたもので、ご指摘のような意図はありませんでした。

①カタカナ語（横文字）が多い。ディスクロージャー、コンプライアンスなどは日本語で良いのではないか。

②キャッシュフロー、リスクフリーレート、円Libor、スワップレートなどは注釈もなく意味が分からない。

③アルファベットの略語も多い。ALMの意味は。

ご意見、ごもつともと思います。

JAは営利組織体である株式会社とはその目的が根本的に異なりますが、事業の利用を通じて組合員に利益を与えることを目的とした経営形態である以上、JAが持続的に発展していくためには、組合事業の運営に当た

っては、経済法則に従い株式会社など営利組織体と同等か、それ以上の効率的な運営を行わなければならない、経済合理性が要求されます。

その経済合理性を判断する会計情報としては、農協法第 50 条の5において、株式会社と同様に一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法律上も求められていまして、企業会計原則(基準)がほぼ全面的に適用されることとなっています。

そのような中、貸借対照表・損益計算書・附属明細書とともに「注記表」は、その作成・保存が会社法で義務付けられている計算書類の 1 つで、JAも含めた会社等は作成時から 10 年間保存することが必要となります。

その目的は、財務諸表等の会計の情報を明瞭に表示し、利害関係者の判断を誤らせないこととされ、その原則に則って、会計の中で特に重要な事項を「注記表」に記載し、補足的に表示することが求められています。

ただし補足といっても、利害関係者の判断を誤らせないことが目的ですので、JAや企業等がそれぞれ、説明したいことを判断して勝手に記載するものではありません。どのようなときに注記を行うか、どのような書き方で行うかには決まりがあります。

その企業会計運用指針を定める企業会計基準委員会から、各業態における開示例が表示区分毎に細かく参考として明示されているため、各企業も勝手に手を加えたりせずに開示例を基に企業会計の世界でのみ通用する専門用語を駆使し記載しているのが現状です。

個別注記表の表示区分は、以下の 19 項目に分けられていますが、今回JAあがつまでは、該当する 10 項目について記載しています。

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 会計方針の変更に関する注記
- 四 表示方法の変更に関する注記
- 五 会計上の見積りの変更に関する注記
- 六 誤謬の訂正に関する注記
- 七 貸借対照表等に関する注記
- 八 損益計算書に関する注記
- 九 株主資本等変動計算書(連結注記表にあつては、連結株主資本等変動計算書)に関する注記
- 十 税効果会計に関する注記
- 十一 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二 金融商品に関する注記 (有価証券に関する注記を含む)
- 十三 賃貸等不動産に関する注記
- 十四 持分法損益等に関する注記
- 十五 関連当事者との取引に関する注記
- 十六 一株当たり情報に関する注記
- 十七 重要な後発事象に関する注記
- 十八 連結配当規制適用会社に関する注記
- 十八の二 収益認識に関する注記
- 十九 その他の注記 (退職給付・リース会計・資産除却債務など)

一般企業でもそうだと思いますが、JAでもそこに記載する数字等を作成する部署の担当者のみが、自分が担当したところの数字の意味するところを知っているだけで、この全てを網羅的に理解し且つ内容の説明まで出来るのは、この議案書に対して監査報告をおこなう公認会計士の他はほとんどいないのが実情であり、法律で求められる公正妥当と認められる会計の慣行に準じている証拠として「注記表」を作成し、それが間違っていないことの証明を公認会計士がおこなうことで「貸借対照表」「損益計算書」の数字の信憑性を担保している形となっ

ています。

今回のご指摘を受け、他のJAの記載等(主に「注記表」の箇所)を確認してみましたが、やはり文言等の使用の仕方は全て同じでありました。

この箇所の全ての内容を組合員さんに理解していただくよう、膨大な説明文つきで議案書を作成することは実質不可能で、物理的にも紙面が大量に必要となり、厳しい状況であることをご理解いただければ幸いです。

①については、

ディスクロージャーは(情報開示)で充分とは認識していますが、狭義には、金融機関において、法令・法律に基づき、半期ごとに作成・公開を義務付けられた、業務及び財産の状況に関する説明資料の俗称を指すもので、ディスクロージャー誌と呼ばれることも多い。との注釈が必要と思われます。

コンプライアンスは近年では単純に(法令遵守)と訳すだけでは足りず、JAを含めた企業等が法律を守るだけでなく、倫理観や道徳観、社内規範といったより広範囲の意味を含むものとして使われることが一般的になっています。

※現在この2つの文言は広く社会で利用(法律等の条文や行政関連文書等にも普通に使用)されていることから、一般的に認知されているのでは、との認識で使用させていただいています。

②については、

キャッシュフローについては、単純にはキャッシュ(お金)フロー(流れ)と訳せますが、事業者が経済活動をおこなう中で発生する、実際に得られた収入(キャッシュイン)から、外部への支出(キャッシュアウト)を差し引いて手元に残る資金の「流れ」のことを指す場合と、手元に残る「資金(現金や預金)」そのものを指す場合があります。簡便的に「純利益+減価償却費」というのは良く知られているところだと思います。

企業会計では、貸借対照表にも現金や預金の項目はありますし、損益計算書でも会社の利益を計算していますがキャッシュフロー計算書は別物として作成を求められており、それを含めて広く財務諸表といわれ、JAも行政庁へ提出する業務報告書では作成のうえ提出をしています。

「リスクフリーレート」「円 Libor・スワップレート」の文言は、金融商品に関する注記のなかで使用されている言葉であり、「リスクフリーレート」はリスクがほとんどない、もしくは皆無であるリスクフリー商品(満期のある預金・固定金利の貸出金・定期性貯金)から得られる利回りのことを指します。議案書での記載内容は、現在の(満期のある預金・固定金利の貸出金・定期性貯金)の時価額を算定するために、将来の価値を現在の価値に変換する際の利率(割引率)として「円 Libor・スワップレート」をリスクフリーレートとして使用しています。と、記載させていただいております。

「LIBOR(ライボア)」とは、「London Interbank Offered Rate」の略称で、ロンドン市場での金融取引における銀行間取引金利のことです。主要な5通貨(米ドル・英ポンド・スイスフラン・ユーロ・日本円)について公表されており、様々な金融取引における金利決定に当たっての基準となる金利指標として利用されています。このうち日本円通貨のLIBORを「円LIBOR」と呼んでいます。

「スワップレート」は、交換時の基準(金利)を指し、円金利同士を交換するもので、固定金利と変動金利を交換するのが一般的で、金融機関などが金利変動リスクを回避するため日常的に利用しています。

③については、

ALMとは資産「Asset(アセット)」と負債「Liability(ライアビリティ)」の双方を一元的に総合管理「Management(マネジメント)」する手法のことを言い、主に銀行や保険会社などの金融機関で用いられるリスク管理手法のひとつでALMと略されるのが通例となっています。当JAでは、通常四半期毎に委員会を開催し(金利の急変等が発生した場合は随時)金利リスクや信用リスク、資金繰りリスク等の検討をおこなっています。